

平成 2 9 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成 2 9 年 2 月 2 4 日

開会

- 日程第 1 平成 2 9 年第 1 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第 8 号 瑞穂市小中学校校外研修推進事業実施要綱の制定について
- 日程第 4 議案第 9 号 瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 日程第 5 議案第 10 号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について
- 日程第 6 議案第 11 号 瑞穂市指定史跡の指定について
- 日程第 7 意見聴取 平成 2 8 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 8 意見聴取 平成 2 9 年度瑞穂市一般会計予算について
- 日程第 9 意見聴取 平成 2 9 年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 12 号 第二次瑞穂市子どもの読書活動推進計画について（追加上程）
- 日程第 11 教育長報告
- 日程第 12 その他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成 2 9 年 3 月 7 日（火）午前 1 1 時 3 0 分から

閉会

議案第 8 号

瑞穂市立小中学校校外研修推進事業実施要綱の制定について

瑞穂市立小中学校校外研修推進事業実施要綱の制定案を別紙のとおり提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

教職員の児童生徒理解に基づいた教科指導力等の向上及び今日的な教育課題
に対しての教科教育、各種教育の資質向上を図ることを目的とした要綱を新たに
制定するもの。

瑞穂市立小中学校校外研修推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、瑞穂市小学校・中学校教育の方針と重点の具現に向け、瑞穂市立小中学校（以下「小中学校」という。）に勤務する教職員の児童生徒理解に基づいた教科指導力等の向上を図るため、瑞穂市立小中学校校外研修（以下「校外研修」という。）を推進する事業に関し必要な事項を定め、もって、中学校区との連携を図り、今日的な教育課題に対して教科教育、その他の各種教育の資質向上を図ることを目的とする。

(研究部会)

第2条 研究部会における校外研修は、国語、社会、算数・数学、生活・理科、音楽、図画工作・美術、体育・保健体育、家庭・技術家庭、外国語活動・英語、特別支援教育及び道德の11部会を単位として、それぞれの中学校区で実施することとし、その内、音楽、図画工作・美術、体育・保健体育、家庭・技術家庭及び道德の5部会は、3中学校区合同で実施する。

2 研究部会は、小中学校の教職員及び瑞穂市教育委員会指導主事（以下「指導主事」という。）をもって構成する。

3 校長、教頭、主幹教諭、教諭及び講師は、研究部会の内、一の部会に所属する。

4 研究部会は、4月に教職員の所属希望を取りまとめ、瑞穂市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に報告することで決定する。

5 研究部会については、専門性を高める意味から、校種間の異動等がない限り3年以上同一部会に所属することを原則とする。ただし、校務分掌の関係上、研究授業が公開できない場合は、所属する研究部会を変更するものとする。

6 研究部会には、互選により主務者1名をおく。

7 主務者は、事務局との連携を図り、校外研修の推進に努める。

8 研究部会は、主務者のほかに書記その他必要な役員をおくことができる。

(校外研修)

第3条 研究部会は、瑞穂市小学校・中学校教育の方針と重点の教科指導、外国語活動及び特別支援教育の重点を踏まえ、年度当初の研究部会において、

組織及び校外研修の計画を立案する。

- 2 研究部会は校外研修として、毎年度6月及び10月には授業研究を実施し、8月には教育長講話を実施する。
- 3 指導主事は、担当する中学校区の部会に参加し、授業研究での指導及び助言に当たる。
- 4 主務者は、校外研修実施後、指導案及び資料、研究会記録等を事務局に提出する。事務局は、これらを取りまとめ、閲覧可能なように整理し、瑞穂市教育支援センターに保管する。
- 5 主務者は、10月の校外研修実施後、部会の反省を事務局に提出する。事務局は、部会の反省を踏まえて次年度の方針及び実施計画案を作成する。

(予算)

第4条 瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、瑞穂市教育支援センターの予算の範囲内で研究部会の報償費を、小中学校の予算の範囲内で授業研究に必要な用紙代等消耗品費を支払う。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 9 号

瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

瑞穂市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条の規定により、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するもの。

学校医一覧表

学校(園)名	科 名	校医名	任 期
穂積小学校	内科医	吉 村 剛	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	江 崎 肇	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	棚 瀬 友 啓	平成29年4月1日から平成30年3月31日
本田小学校	内科医	福 田 信 臣	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	伊 東 裕 治	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	水 野 美弥子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	廣 瀬 裕 憲	平成29年4月1日から平成30年3月31日
牛牧小学校	内科医	国 枝 武 俊	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	柴 田 泰 二	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	若 山 としこ	平成29年4月1日から平成30年3月31日
生津小学校	内科医	若 園 明 裕	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	竹 矢 良 三	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	水 野 美弥子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	亀 井 文 恵	平成29年4月1日から平成30年3月31日
南小学校	内科医	高 木 昌 一	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	辻 雅 明	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	水 野 美弥子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	池 田 奈美江	平成29年4月1日から平成30年3月31日
中小学校	内科医	千 田 美穂子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	長 野 弘 典	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	水 野 美弥子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	小 澤 栄 司	平成29年4月1日から平成30年3月31日
西小学校	内科医	若 園 明 裕	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	武 内 尚 博	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	水 野 美弥子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	棚 瀬 友 啓	平成29年4月1日から平成30年3月31日
穂積中学校	内科医	所 俊 彦	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	芥子川 雅 也	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	若 山 としこ	平成29年4月1日から平成30年3月31日
穂積北中学校	内科医	佐 竹 真 一	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	広 瀬 元 士	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	中 條 裕 二	平成29年4月1日から平成30年3月31日
巢南中学校	内科医	千 田 美穂子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	小 牧 令 二	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	水 野 美弥子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	棚 瀬 友 啓	平成29年4月1日から平成30年3月31日
ほづみ幼稚園	内科医	京 極 章 三	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	松 野 進 一	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	西 山 光知子	平成29年4月1日から平成30年3月31日

議案第 10 号

瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

瑞穂市保育所嘱託医に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 33 条の規定により、保育所嘱託医を委嘱するもの。

保育所嘱託医一覧表

保育所名	科名	氏 名	任 期
本田第 1 保育所	内科医	中島 俊彦	H29. 4. 1～H31. 3. 31
本田第 2 保育所	内科医	京極 章三	H29. 4. 1～H31. 3. 31
別府保育所	内科医	京極 章三	H29. 4. 1～H31. 3. 31
穂積保育所	内科医	福田 信臣	H29. 4. 1～H31. 3. 31
牛牧第 1 保育所	内科医	中島 俊彦	H29. 4. 1～H31. 3. 31
牛牧第 2 保育所	内科医	中島 俊彦	H29. 4. 1～H31. 3. 31
西保育・教育センター	内科医	若園 明裕	H29. 4. 1～H31. 3. 31
中保育・教育センター	内科医	中島 俊彦	H29. 4. 1～H31. 3. 31
南保育・教育センター	内科医	中島 俊彦	H29. 4. 1～H31. 3. 31

議案第 1 1 号

瑞穂市指定史跡の指定について

瑞穂市指定史跡の指定について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 4 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市指定史跡の指定につき、所有者より申請がなされ、瑞穂市文化財保護審議会に諮問した結果、指定相当との答申を受けたため、瑞穂市文化財保護条例（平成 1 5 年瑞穂市条例第 6 6 号）第 2 2 条第 1 項の規定により指定するものの。

指定文化財調書

- ・種 別 史跡名勝天然記念物（史跡）
- ・名 称 西堀弥市顕彰碑
- ・所 有 者 西堀 丈純
瑞穂市生津外宮前町1丁目60番地
- ・所 在 地 岐阜県瑞穂市生津外宮前町1丁目71番地
- ・員 数 1点
- ・年 代 大正14年3月建設

・説 明

本巣郡生津村の西堀弥市は、水害に苦しむ河渡輪中で杞(き)柳(りゅう)栽培を始め、行李(こうり)作成の伝習所を私費で設立し、産地として興隆した。『岐阜県実業案内』明治40年(1907) 岐阜県農会発行)

当時「杞柳細工」には、行李のほかに、バスケットなどがあり、その製品は遠く欧米や中国、オーストラリアなど海外まで輸出していた。

この「杞柳細工」は、明治後半から昭和にかけて本市(旧穂積町)を中心とする地域の重要な産業であった。また、西濃地方の低湿地に杞柳栽培が広がり、岐阜県特産品としても有名になった。昭和10年(1935)3月発行の岐阜県副業写真帳にも掲載され、杞柳製品の主産地として、本巣郡本田村・生津村・河渡村・安八郡地方とある。

また、西堀弥市は大正7年(1918)に「最新杞柳栽培法」を著述し、広く栽培者に頒布し、この杞柳産業の開発奨励に寄与し、大正13年(1924)2月11日には、緑綬褒章を賜った。これを記念して、「西堀弥市翁記功碑」が建設された。その翌年6月に西堀は病に倒れ、亡くなった。(享年72才)

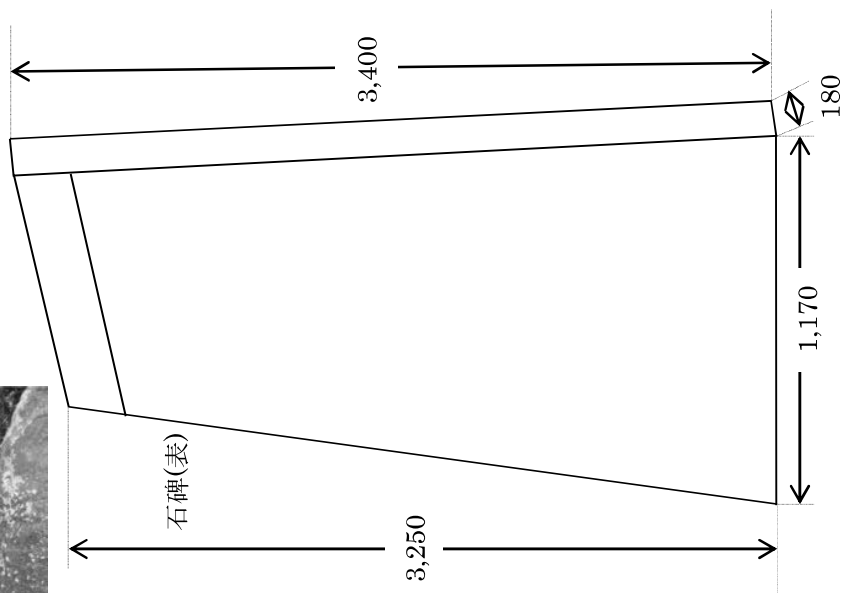


西堀弥市顕彰碑



▼ 石碑(南側)

石碑(表)



石碑の礎石(南側)▶



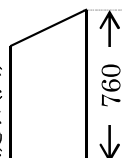
礎石(南)



▼ 石碑の礎石



礎石(西)



《碑文 表書》

西堀弥市翁記功碑 従三位勳三等 井上孝哉篆額

西堀弥市翁美濃本巢郡生津村之人也其地介在長良糸貫兩川之間每水潦為患稻害最甚不見秋收十居七八士民疲改大有流凶之慘翁深憂之嘗遊丹之福知山見其濠堤種杞柳田是可學也赴但馬城崎購苗種有歸植之生津村堤廢地美明治二十二年也其年洪水大至禾稻流失一空而杞柳芘芘少無損翁癒知其適是以興利具申岐阜臬知事請以其法遍行県下之獎勵且屢往但馬攻究栽培利用方更損私資聘良工聘設伝習所製造以筐筐等諸器県下爭倣也期業蔚然勃興及今杞田約四百頃收穫二十五萬貫栽培者六百八十家製造者二百九余人所產年七十余萬金為県内重要產物之一請益者遠自奥羽九州朝鮮至美濃柳名遍於天下翁父日弥兵衛早沒為母所鞠育篤信釈氏慈悲為旨興利救益有所原資性剛毅教人不倦常曰空言不如實踐有請指授者使就柳舍以習授芸以故人得容易道熟翁以安政元年十一月生今茲美七十有二戸矣而矍鑠強健鑽究不懈天之寿翁也豈愚哉大正十三年二月十一日朝廷賜翁以綠綬褒章表彰其善行真可謂無上之光荣也頃者鄉人胥謀欲勤知以報其恩馳介來徵文於余余古仁人之心先足民衣食然後教之以義方告子曰性猶杞柳也義猶栝樛也以人性為仁義猶以杞柳為栝樛方今邪說橫行人情輕價能使人進仁義栝樛難於杞柳為栝樛如翁可謂以義住県産為郷人者宣宣明道德使民知所向是所以濟翁之美也歟

大正十四年三月

正四位勳三等
従七位

塩谷 時撰
大島 徳太郎書

《碑文 裏書》

發起人 井上 貞一 村木 忠衛 笠浪 太吉
藤橋 吾一 鷺見 兼吉 仙石 保吉 河合 広

平成29年2月2日

瑞穂市教育委員会
教育長 加納 博明 様

瑞穂市文化財保護審議会
会長 東海 良興



瑞穂市指定文化財の指定について（答申）

平成29年1月16日付け瑞教生第53号で諮問のありました下記の物件については、瑞穂市指定文化財の指定が 適当 と認めます。

記

- 1 種別・名称及び員数
史跡名勝天然記念物 西堀弥市顕彰碑
- 2 所有者の住所氏名
岐阜県瑞穂市生津外宮前町1丁目60番地
西堀 丈 純
- 3 申請者
所有者に同じ

意見聴取

平成２８年度瑞穂市一般会計補正予算（第５号）について

平成２８年度瑞穂市一般会計補正予算（第５号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成２９年２月２４日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

平成２９年第１回瑞穂市議会定例会への議案提出について、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

平成 2 8 年 度

瑞穂市補正予算書

平成 2 8 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 2 8 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 2 8 年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 8 年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 8 年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 8 年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第 3 号）

平成 2 9 年 3 月定例会

目 次

平成28年度瑞穂市補正予算総括表	1
議案第 9 号 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）	2
議案第10号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	61
議案第11号 平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	81
議案第12号 平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	86
議案第13号 平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	94
議案第14号 平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）	99

平成28年度補正予算総括表

(単位：千円)

会 計 区 分	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 会 計	18,236,446	△ 777,613	17,458,833	
特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計	△ 228,058	5,899,459	
	後期高齢者医療事業特別会計	1,320	453,211	
	学校給食事業特別会計	0	303,405	
	下水道事業特別会計	△ 183,700	187,156	
	農業集落排水事業特別会計	△ 1,600	25,343	
	小 計	△ 412,038	6,868,574	
企 業 会 計	水道事業 会 計	△ 96,336	1,201,988	
	小 計	△ 96,336	1,201,988	
合 計	26,815,382	△ 1,285,987	25,529,395	

平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）

平成28年度瑞穂市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ777,613千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,458,833千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成29年2月28日提出

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

提案理由

平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1市	税	6,793,131	54,690	6,847,821
	1市	3,125,379	54,620	3,179,999
	2固定資産税	3,208,587	6,200	3,214,787
	3軽自動車税	115,200	370	115,570
2地方譲与税	4市	343,965	△6,500	337,465
		168,000	8,000	176,000
	1地方揮発油譲与税	47,000	5,000	52,000
	2自動車重量譲与税	121,000	3,000	124,000
6地方消費税交付金		676,000	70,000	746,000
	1地方消費税交付金	676,000	70,000	746,000
7自動車取得税交付金		19,000	13,000	32,000
	1自動車取得税交付金	19,000	13,000	32,000
11分担金及び負担金		27,530	△3,171	24,359
	1分	3,150	△150	3,000
12使用料及び手数料	2負担	24,380	△3,021	21,359
		577,756	△622	577,134
	1使用料	480,040	△280	479,760
	2手数料	97,716	△342	97,374

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		2, 324, 427	△102, 344	2, 222, 083
	1 国庫負担金	1, 542, 127	△1, 795	1, 540, 332
	2 国庫補助金	772, 453	△100, 550	671, 903
14 県支出金	3 委託金	9, 847	1	9, 848
		1, 067, 106	△40, 551	1, 026, 555
	1 県負担金	572, 809	1, 862	574, 671
15 財産収入	2 県補助金	328, 493	△22, 420	306, 073
	3 委託金	165, 804	△19, 993	145, 811
		22, 776	18, 503	41, 279
16 寄附金	1 財産運用収入	9, 119	245	9, 364
	2 財産売却収入	13, 657	18, 258	31, 915
	1 寄附金	72, 311	18, 150	90, 461
17 繰入金		72, 311	18, 150	90, 461
		827, 564	△802, 500	25, 064
	2 基金繰入金	826, 500	△802, 500	24, 000
19 諸収入		710, 204	34, 632	744, 836
	1 延滞金加算金及び過料	11, 803	1, 630	13, 433
	2 市預金利息	263	8	271
20 市債	5 雑入	673, 137	32, 994	706, 131
		1, 424, 100	△45, 400	1, 378, 700
	1 市債	1, 424, 100	△45, 400	1, 378, 700
歳出合計		18, 236, 446	△777, 613	17, 458, 833

(単位：千円)

(歳 出)		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議	会 費		154,827	△7,226	147,601
2 総	務 費	1 議 会 費	154,827	△7,226	147,601
			2,146,533	△59,046	2,087,487
		1 総 務 管 理 費	1,708,167	△48,570	1,659,597
		2 徴 税 費	225,610	△2,464	223,146
		3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	118,126	△3,858	114,268
		4 選 挙 費	67,517	△2,801	64,716
		5 統 計 調 査 費	2,120	△113	2,007
		6 監 査 委 員 費	24,993	△1,240	23,753
3 民	生 費		6,615,782	△229,483	6,386,299
		1 社 会 福 祉 費	3,428,876	△104,699	3,324,177
		2 児 童 福 祉 費	2,821,206	△122,500	2,698,706
		3 生 活 保 護 費	365,690	△2,284	363,406
4 衛	生 費		1,493,663	△73,969	1,419,694
		1 保 健 衛 生 費	475,567	△19,846	455,721
		2 清 掃 費	1,004,712	△54,123	950,589
6 農 林 水 産 業 費			145,724	△9,209	136,515
		1 農 業 費	145,724	△9,209	136,515
7 商	工 費		58,891	△2,146	56,745
		1 商 工 費	58,891	△2,146	56,745

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		2, 045, 981	△303, 053	1, 742, 928
	1 土木管理費	81, 759	△3, 904	77, 855
	2 道路橋りょう費	979, 575	△187, 291	792, 284
	3 河川費	227, 155	△19, 993	207, 162
	4 都市計画費	530, 666	△59, 383	471, 283
	5 水道費	207, 579	△26, 755	180, 824
	6 住宅費	9, 293	△3, 008	6, 285
9 消防費	7 地籍調査費	9, 954	△2, 719	7, 235
		1, 456, 201	△37, 260	1, 418, 941
	1 消防費	1, 456, 201	△37, 260	1, 418, 941
10 教育費		2, 514, 519	△54, 129	2, 460, 390
	1 教育総務費	165, 893	△4, 094	161, 799
	2 学校教育費	134, 113	△877	133, 236
	3 小学校費	1, 000, 927	△15, 067	985, 860
	4 中学校費	315, 316	△9, 261	306, 055
	5 幼稚園費	169, 503	△2, 009	167, 494
	6 社会教育費	461, 843	△17, 187	444, 656
11 公債費	7 保健体育費	266, 924	△5, 634	261, 290
		1, 569, 241	△2, 092	1, 567, 149
	1 公債費	1, 569, 241	△2, 092	1, 567, 149
歳出合計		18, 236, 446	△777, 613	17, 458, 833

第2表 継続費補正
(変更)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年割額	年割額	年割額
10 教育費	04 中学校費	中学校教室空調機器整備事業	184,325千円	平成26年度 4,126千円	平成26年度 4,126千円	4,126千円
				平成27年度 0千円	平成27年度 180,475千円	0千円
				平成28年度 180,199千円	平成28年度 176,349千円	176,349千円

第3表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額
02総務費	01総務管理費	社会保障・税番号制度導入推進事業	4,001千円
04衛生費	02清掃費	コミュニティ・プラント一般管理費	600千円
08土木費	02道路橋りょう費	道路新設改良事業（市道4-1097号線道路改良工事）	44,079千円
08土木費	02道路橋りょう費	橋りょう新設改良費（長護寺川市道橋架替）	5,215千円
08土木費	02道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（（仮）野田橋歩道橋整備）事業	22,680千円
08土木費	04都市計画費	公園新設改良事業（野白新田扣畑公園）	89,198千円
合 計			165,773千円

第4表 地方債補正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前			補 正 後		
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率
地 方 道 整 備 事 業	19,000千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	15,000千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
野田橋歩道橋整備事業	11,700千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	10,400千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
本 田 小 学 校 整 備 事 業	243,400千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	239,700千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
南 小 学 校 整 備 事 業	185,300千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	148,900千円	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
計	459,400千円			414,000千円		

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)		(単位:千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
1 市	税	6,793,131	54,690	6,847,821
2 地	譲与税	168,000	8,000	176,000
6 地	方消費税交付金	676,000	70,000	746,000
7 自	動車取得税交付金	19,000	13,000	32,000
11 分	担金及び負担金	27,530	△3,171	24,359
12 使	用料及び手数料	577,756	△622	577,134
13 国	庫支出名	2,324,427	△102,344	2,222,083
14 県	支出名	1,067,106	△40,551	1,026,555
15 財	産収入	22,776	18,503	41,279
16 寄	附金	72,311	18,150	90,461
17 繰	入金	827,564	△802,500	25,064
19 諸	収入	710,204	34,632	744,836
20 市	債	1,424,100	△45,400	1,378,700
歳	入合 計	18,236,446	△777,613	17,458,833

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 議会費	154,827	△7,226	147,601			△61	△7,165
2 総務費	2,146,533	△59,046	2,087,487	△19,150		△14,054	△25,842
3 民生費	6,615,782	△229,483	6,386,299	△34,441		△17,324	△177,718
4 衛生費	1,493,663	△73,969	1,419,694	△18,591		599	△55,977
6 農林水産業費	145,724	△9,209	136,515	△698		△123	△8,388
7 商工費	58,891	△2,146	56,745	△190			△1,956
8 土木費	2,045,981	△303,053	1,742,928	△57,184	△5,300	△398,629	158,060
9 消防費	1,456,201	△37,260	1,418,941	△1		24,948	△62,207
10 教育費	2,514,519	△54,129	2,460,390	△12,640	△40,100	△64,109	62,720
11 公債費	1,569,241	△2,092	1,567,149			△201	△1,891
歳出合計	18,236,446	△777,613	17,458,833	△142,895	△45,400	△468,954	△120,364

2 歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 個人	2,797,179	370	2,797,549	2 滞納繰越分	370	市民税個人普通徴収滞納繰越分	
2 法人	328,200	54,250	382,450	1 現年課税分	53,800	法人市民税現年課税分	
				2 滞納繰越分	450	法人市民税滞納繰越分	
計	3,125,379	54,620	3,179,999				

(款) 1 市税

(項) 2 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 固定資産税	3,206,700	6,200	3,212,900	2 滞納繰越分	6,200	固定資産税滞納繰越分	
計	3,208,587	6,200	3,214,787				

(款) 1 市税

(項) 3 軽自動車税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 軽自動車税	115,200	370	115,570	2 滞納繰越分	370	軽自動車税滞納繰越分	
計	115,200	370	115,570				

(款) 1 市税

(項) 4 市たばこ税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 市たばこ税	343,965	△6,500	337,465	1 現年課税分	△6,500	市たばこ税	
計	343,965	△6,500	337,465				

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	47,000	5,000	52,000	1 地方揮発油譲与税	5,000	地方揮発油譲与税
計	47,000	5,000	52,000			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	121,000	3,000	124,000	1 自動車重量譲与税	3,000	自動車重量譲与税
計	121,000	3,000	124,000			

(款) 6 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	676,000	70,000	746,000	1 地方消費税交付金	70,000	地方消費税交付金
計	676,000	70,000	746,000			

(款) 7 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車取得税交付金	19,000	13,000	32,000	1 自動車取得税交付金	13,000	自動車取得税交付金
計	19,000	13,000	32,000			

(款) 11 分担金及び負担金
(項) 1 分担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 衛生費分担金	3,150	△150	3,000	1 コミュニティ・プラント費分担金	△150	受益者分担金
計	3,150	△150	3,000			

(款) 11 分担金及び負担金
(項) 2 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費負担金	3,951	△1,161	2,790	1 総務管理費負担金	△1,161	公共交通等検討調査事業負担金
2 民生費負担金	20,429	△1,860	18,569	1 老人福祉費負担金	740	老人保護措置費負担金
				2 児童福祉費負担金	△2,600	保育所保育料 △2,364 保育所広域入所市町村負担金 △236
計	24,380	△3,021	21,359			

(款) 12 使用料及び手数料
(項) 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務使用料	9,969	9	9,978	1 総務使用料	9	庁舎等使用料 本田コミュニティセンター使用料 △140 149
2 民生使用料	296,771	2,175	298,946	2 児童福祉使用料	2,175	保育所延長保育料 放課後児童クラブ保育料 一時預かり事業保育料 保育所保育料 △144 △2,577 △692 5,588
3 衛生使用料	52,190	219	52,409	1 保健衛生使用料	△68	火葬場使用料 霊柩車使用料 △84 16
				2 清掃使用料	287	ストックヤード使用料

(款) 12 使用料及び手数料
(項) 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区 分	金 額	
5 土木使用料	69,686	916	70,602	2 都市計画使用料	1,388	自転車駐車場等使用料
				3 住宅使用料	△472	公営住宅使用料
6 消防使用料	1,034	△41	993	1 消防使用料	△41	防災コミュニティセンター使用料 水防センター使用料
				1 学校教育使用料	100	教育支援センター使用料
7 教育使用料	50,174	△3,558	46,616	3 社会教育使用料	△788	総合センター使用料
				4 保健体育使用料	△2,870	公民館使用料 体育施設使用料
計	480,040	△280	479,760			

(款) 12 使用料及び手数料
(項) 2 手数料

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区 分	金 額	
1 総務手数料	23,529	△204	23,325	1 総務管理手数料	3	情報公開手数料
				2 徴税手数料	246	税務証明交付手数料
				3 戸籍住民基本台帳手数料	△453	戸籍関係証明手数料 住民票関係証明手数料 印鑑証明等交付手数料
2 民生手数料	204	△73	131	1 老人福祉手数料	△73	生活管理指導短期宿泊事業手数料
3 衛生手数料	71,579	492	72,071	1 保健衛生手数料	264	畜犬登録手数料
				2 清掃手数料	228	ごみ処理手数料
4 土木手数料	2,387	△557	1,830	1 都市計画手数料	△557	屋外広告物許可手数料
計	97,716	△342	97,374			

(款) 13 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	1, 539, 247	△763	1, 538, 484	1 社会福祉費負担金	1, 776	国民健康保険基盤安定負担金 440 障害者自立支援給付費負担金 △1, 850 特別障害者手当給付費負担金 △2, 080 福祉手当給付費負担金 △76 障害者医療費国庫負担金 △338 障害児施設措置費国庫負担金 5, 680
				2 老人福祉費負担金	△238	介護保険料軽減国庫負担金
				3 児童福祉費負担金	△2, 453	児童扶養手当負担金 △2, 118 給付費負担金 △335
				5 生活保護費負担金	152	生活保護費負担金 375
2 衛生費国庫負担金	2, 880	△1, 032	1, 848	1 保健衛生費負担金	△1, 032	生活困窮者自立支援事業費負担金 △223 未熟児養育医療給付事業費負担金 (旧母子保健衛生)
計	1, 542, 127	△1, 795	1, 540, 332			

(款) 13 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	15, 496	2, 247	17, 743	1 総務費補助金	2, 247	通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金 4, 000 地方創生推進交付金 △1, 753
2 民生費国庫補助金	325, 404	△27, 416	297, 988	1 社会福祉費補助金	△26, 818	市町村地域生活支援事業費補助金 △290 臨時福祉給付金等給付事業費補助金 △26, 528
				2 児童福祉費補助金	△502	母子家庭等対策総合支援事業補助金 △300 子ども・子育て支援交付金 △202
				3 生活保護費補助金	△96	生活困窮者自立支援事業費補助金
3 衛生費国庫補助金	37, 776	△7, 470	30, 306	1 保健衛生費補助金	48	がん検診推進事業費補助金
				2 清掃費補助金	△7, 518	循環型社会形成推進交付金

(款) 13 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 土木費国庫補助金	124, 260	△55, 456	68, 804	1 道路橋りょう費補助金	△51, 298	社会資本整備総合交付金 △48
				2 都市計画費補助金	△4, 158	木造住宅耐震診断助成事業補助金 △500 建築物耐震診断助成事業補助金 △3, 134 木造住宅耐震補強工事費補助金 △248 特定建築物耐震補強工事費補助金 △228 社会資本整備総合交付金
5 教育費国庫補助金	269, 517	△12, 455	257, 062	1 小学校費補助金	△12, 687	学校施設整備費補助金 △12, 983 小学校特別支援学級就学奨励費補助金 278 要保護児童援助費補助金 18
計	772, 453	△100, 550	671, 903	2 中学校費補助金	232	中学校特別支援学級就学奨励費補助金

(款) 13 国庫支出金
(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費委託金	8, 717	1	8, 718	1 社会福祉費委託金	1	年金生活者給付費交付金
計	9, 847	1	9, 848			

(款) 14 県支出金
(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	562, 592	1, 983	564, 575	1 社会福祉費負担金	2, 254	国民健康保険基盤安定県負担金 508 障害者自立支援給付費県負担金 △925 障害者医療費県負担金 △169 障害児施設措置費県負担金 2, 840

【一般会計】

(款) 14 県支出金
(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				2 老人福祉費負担金	△103	後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 16 介護保険料軽減県負担金 △119
				3 児童福祉費負担金	△168	給付費県負担金
2 衛生費県負担金	1, 440	△120	1, 320	1 保健衛生費負担金	△120	未熟児養育医療給付事業費県負担金 (旧母子保健衛生)
4 県委議事務交付金	1, 961	△1	1, 960	1 県委議事務交付金	△1	県委議事務交付金
計	572, 809	1, 862	574, 671			

(款) 14 県支出金
(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	3, 628	△900	2, 728	1 総務管理費補助金	△900	岐阜県清流の国ぎふ推進補助金
2 民生費県補助金	222, 673	△7, 584	215, 089	1 社会福祉費補助金	△297	市町村地域生活支援事業費県補助金 △145 精神障害者小規模作業所等交通費助成事業県補助金 △84
				2 老人福祉費補助金	△40	岐阜県人権教育・啓発推進事業費補助金 △68
				3 福祉医療費補助金	△7, 254	老人クラブ活動等事業県補助金 福祉医療費県補助金 乳幼児等 △392 福祉医療費県補助金 母子等 550 福祉医療費県補助金 父子 △297 福祉医療費県補助金 重度心身障害者 △7, 115
				4 児童福祉費補助金	7	岐阜県児童福祉等対策事業補助金 △683 市町村子ども・子育て支援事業費県補助金 690
3 衛生費県補助金	41, 253	△9, 565	31, 688	1 保健衛生費補助金	674	自殺予防緊急対策事業費県補助金 △76 一般不妊治療助成事業費補助金 750
				2 清掃費補助金	△10, 239	岐阜県浄化槽設置整備事業補助金

(款) 14 県支出金
(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産業費県補助金	48,506	△2,698	45,808	1 農業費補助金	△2,698	経営所得安定対策推進事業県補助金 △304 農業委員会県交付金 470 元気な農業産地構造改革支援事業県補助金 △263 自作農創設特別措置費県交付金 △45 森林環境税事業県補助金 △156 農業委員会費県補助金 △325 県産材需要拡大施設等整備事業県補助金 △2,000 多面的機能支払交付金事業県補助金 △75
5 商工費県補助金	1,700	△190	1,510	1 商工費補助金	△190	消費者行政活性化基金事業県補助金
6 土木費県補助金	8,157	△1,298	6,859	2 都市計画費補助金	△1,298	木造住宅耐震補強工事費県補助金 △900 木造住宅耐震診断助成事業県補助金 △24 建築物耐震診断助成事業県補助金 △250 特定建築物耐震補強工事費県補助金 △124
7 教育費県補助金	2,576	△185	2,391	1 社会教育費補助金	△155	森林環境税事業県補助金
				2 保健体育費補助金	△30	岐阜県清流の国ぎふ推進補助金
計	328,493	△22,420	306,073			

(款) 14 県支出金
(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	134,788	△21,509	113,279	4 選挙費委託金	△21,166	参議院議員通常選挙県委託金 △12,493 県知事選挙事務県委託金 △8,673
				5 統計調査費委託金	△343	経済センサス調査県委託金 △335 工業統計調査県委託金 △1 経済センサス調査区管理県委託金 △2 商業統計調査県委託金 △5

(款) 14 県支出金
(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分 金 額	
2 民生費委託金	305	△54	251	1 社会福祉費委託金	△54	人権啓発活動県委託金
3 土木費委託金	30,711	1,570	32,281	1 河川費委託金	1,570	堤防除草県委託金
計	165,804	△19,993	145,811			

(款) 15 財産収入
(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分 金 額	
1 財産貸付収入	3,015	229	3,244	1 土地建物貸付収入	229	土地建物貸付収入
2 利子及び配当金	6,104	16	6,120	1 利子及び配当金	16	公共施設整備基金預金利子 収入印紙等購買基金利子 株式配当金
計	9,119	245	9,364			

(款) 15 財産収入
(項) 2 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分 金 額	
1 不動産売払収入	13,657	18,248	31,905	1 土地・建物売払収入	18,248	土地・建物売払収入
2 物品売払収入	0	10	10	1 物品売払収入	10	物品売払収入
計	13,657	18,258	31,915			